(平成 16 年 4 月 1 日) 規則第 117 号)

改正 平成22年3月9日規則第7号 令和4年12月27日規則第117号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)における購入物品及び賃借物品に関し、機種の選定を行う必要がある場合の取扱については、この要領の定めるところによる。

- 第2条 適正な機種選定を行うため、機種選定委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。
- 2 委員会は、学長の諮問に応じ、本学の購入物品及び賃借物品について機種選定を行うものとする。 (委員長等)
- 第3条 委員会は、3名以上の委員で組織するものとし、次の各号に掲げる者を各々最低1名以上含まなければならない。
  - (1) 課長相当職以上の者

(機種選定委員会)

- (2) 当該物品を利用する職員
- (3) 当該物品に関して専門的知識を有する職員
- 2 委員の任期は、当該機種の選定までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、機種選定に関し必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席を求め、 意見を聴くことができる。

(審議の対象)

第4条 委員会での審議対象は、原則として予定価格が500万円を超える購入物品及び年額又は総額が500万円を超える賃借物品の機種選定とする。ただし、1,000万円未満であって、学長が委員会に諮問する必要がないと認めるときは、複数の者を機種選定者として指名し、機種選定を行うことができるものとする。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、機種選定について、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 購入物品及び賃借物品の仕様、規格、性能等に関すること。
  - (2) 類似機器に関すること。
  - (3) 教育又は研究と購入物品及び賃借物品との関連に関すること。
  - (4) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 前項の規定は、前条ただし書の機種選定者において機種選定させる場合に、これを準用する。 (機種の選定)
- 第6条 委員会は、機種選定したときは、報告書(別紙様式)を作成し、審議録等の関係書類を添付して学長に報告するものとする。
- 2 前項の規定は第5条ただし書の機種選定者において機種選定させる場合に、これを準用する。 (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、会計課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用するものとする。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年12月27日から施行する。

国立大学法人東京外国語大学長 殿

委員会名 委員長名

本委員会において審議した結果について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(審議結果の内容を詳細に記載すること。)